

公立学校共済組合病院職員の病気休暇に関する協定書

公立学校共済組合（以下「共済組合」という。）と公立学校共済組合職員労働組合（以下「労働組合」という。）とは、共済組合が設置する病院の職員の病気休暇について、下記のとおり協定する。

記

病気休暇の承認を得る際に診断書が必要となる期間等について

1 改正内容

- ① 診断書が必要となる期間を、3日を超えるときから7日を超えるときとする。
- ② 組合に提出する書類に、勤務しない事由を十分に明らかにする証明書を加える。

2 実施日

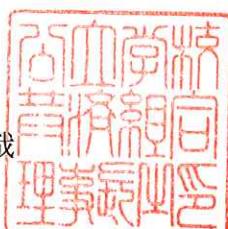
令和3年1月1日

この協定書は、2通作成し、共済組合及び労働組合の代表者が記名押印の上、各1通を保管する。

令和2年11月19日

公立学校共済組合

理事長 金森 越哉



公立学校共済組合職員労働組合

中央執行委員長 菅原 秀明

